

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2311号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



木曾馬の親子(長野県開田村)

もくじ

政 策	地域の自立施策を積極支援 〓 四月一日新過疎法が施行	(2)
フオーラム	近江商人の発祥地 てんびんの里のまちづくり 〓 滋賀県五個荘町	(5)
情 報	カプセルNOW & NEW	(9)
情 報	町長室通信(号外)	(10)
随 想	神奈川県真鶴町長 三木邦之	(11)
報 告	政策リーダー	

閑話休題

いよいよ介護保険も始まり、日本の高齢化問題は新しい時代に入っていく。これからは高齢者自身が、高齢化した地域社会をどう支えるか、こんな視点も重要になってくる。徳島県西部、勝浦川の最上流、上勝町にも元気なお年寄達が、高齢者パワ―でまちづくりを担っている。一九三〇年生まれの中山多与子さんはその中心メンバー。

山と都会を結ぶ「森の風」

十年前に「この指とまれ」と押し花の好きな人で趣味の集まりをもち、先生に習って技を磨いた。残った十人の

は、町内各家の隅々まで知り尽くしている。そこで元気なお年寄にこみ収集のボランティアを頼んだ。現在では五三人のボランティア申し込み、八四軒から回収の申し出があり、利再来上勝 が動き出した。子供達を対象に十グラムのどんぐりを一円と交換し、「森の風」で使える「徳島どんぐり銀行」も始まった。

そんな実績を踏まえて一年半前には、上勝町と徳島市の中間、勝浦町内に彩工房の支店「森の風」を開店した。ガソリンスタンドを改装したその店では、押し花だけでなく、リースなどの飾り、生花、苗、種、肥

料も販売する。徳島市内での結婚式のブーケの注文もある。近隣の人たちが趣味で焼いたパンやクッキー、ケーキも並ぶようになり、店も彩りが増してきた。〓 都会の人に山の風を、山の人に都会の風を がモットーだ。

ふと周りを見渡すと、回収車による家庭ごみ収集のない上勝町では、車を持たない高齢者世帯は、ごみを焼却場まで持って行けない。家の中にこみが溢れる。野焼きを防ぐためには誰かの手助けが必要だ。六五歳まで四国電力の検針員をしていた中山さん

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

(福井県立大学教授 岡崎昌之)

地域の自立施策を積極支援

「四月一日新過疎法が施行」

自民党の過疎対策特別委員会(谷洋一委員長)が中心となつてまとめた議員立法の「過疎地域自立促進特別措置法」(新過疎法)が三月下旬に国会で成立し、四月一日に施行した。平成十一年度末で期限切れとなつた過疎地域活性化特別措置法に代わる新過疎法は、都市部との格差是正などこれまでの取り組みに加え、地域の自立施策を積極的に進める市町村を重点的に支援する方針を打ち出したのが特徴だ。過去三十年の過疎対策を振り返るとともに新過疎法の内容を紹介する。

高度成長で過疎が深刻化

過疎地域に手厚い支援策を講じる過疎法は、昭和四十五年制定の過疎地域対策緊急措置法をはじめ、同興特別措置法(昭和五十五年)、同活性化特別措置法(平成二年)と十年ごとにリニューアルされてきた。いずれも十年間の時限立法で、過疎地域を取り巻く社会情勢などを勘案して、法律に盛り込む過疎地域の指定要件、支援措置などをその都度変更してきた。

そもそも我が国で過疎問題がクローズアップされるようになったのは、高度成長期に入った昭和三十年代以降、産業構造の変化に伴い、農

た。

昭和四十五年にスタート
当時のこうした状況を受け、都道府県を中心とする地方公共団体から過疎対策の早期確立を求める要望が上がり、これを踏まえる形で「人口の過度の減少を防止する」ことを目的とした緊急措置法が昭和四十五年に議員立法で制定された。

緊急法が定めた過疎地域の指定要件は、①昭和三十五年から昭和四十年の人口減少率が一〇%以上②財政力指数〇・四未満で、当初は七六市町村が過疎地域に指定され、最終的には一〇九三市町村が対象となった。

緊急法に基づく対策事業の実施により、過疎地域における公共施設の整備は大幅に進み、市町村道の改良率は十年間で九・一%から二一・三%に、舗装率は二・五%から二七・八%に上昇した。また地域住民のコミュニティ活動の基盤となる集会所の整備も大半の過疎市町村で終了するなど一定の役割を果たした。

減少が続いていた過疎地域の人口は昭和五十年ころから鈍化傾向を示すようになった。このため昭和五十

五年に制定された振興法は緊急法が掲げていた「人口の過度の減少を防止する」との狙いが達成されたことを前提とし、過去の人口減少で活力が低下した地域社会の改善を目的とした。

振興法の指定要件は①昭和三十五年から昭和五十年の人口減少率が二〇%以上②財政力指数〇・三七以下③公共競技収益が十億円以下で、当初の対象は一一九市町村、十五年スライドで追加指定して最終的には一一五七市町村が適用された。

振興法の支援策は基本的に緊急法と同じだが、高齢化など新たな課題に対処するため、医療確保に関する配慮、老人福祉の増進に関する補助制度、中小企業に対する資金確保などの規定が新設された。また、過疎地域から外れた市町村に対し、財政上の激変緩和と残事業の円滑な完了を目的とする経過措置が講じられた。

東京一極集中で再び人口減

過去二十年間の過疎対策により各地で公共施設の整備が進むなど着実に成果は上がった。しかし第二次オイルショック後に新たな東京一極集中が始まり、過疎地域を抱える都道府県で人口減少が見られるようになった。昭和六十年と平成二年の国勢調査を比較してみると、この五年間で十八道県が人口を減らしている。

また、過疎地域では人口減少ばかりでなく、若者の流失により高齢化

山漁村で第一次産業に従事していた人々が第二次・第三次産業を主産業とする都市部へと流れ、地方で急速な人口減少が進んだ。この結果、防災、教育、保健など地域社会を支える基盤を維持することが困難になるなど深刻な問題を引き起こした。

昭和三十五年と昭和四十年の国勢調査人口を比較すると、その急激な人口変化の様子が分かる。この五年間で都道府県(沖縄県を除く)では二五県で、市町村(特別区を除く)では三三五団体のうち二五七四団体で人口を減らしている。うち、減少率が一〇%以上が八九七市町村、二〇%以上が一七市町村に上り、三〇%以上の大幅減も三六村あつ

政 策

が一層進んだ。産業の遅れなど都市部との格差も依然として残り、引き続き過疎立法が必要との認識が広まった。今年三月末に期限が切れた活性化特別措置法はこうした状況下で平成二年に制定された。

活性化法では指定要件に従来からの人口減少率だけでなく、高齢者比率と若年者比率の二つの要素も加えた。具体的には、①昭和三十五年から昭和六十年の人口減少率が二五%以上②人口減少率が二〇%以上で高齢者比率が一六%以上③人口減少率が二〇%以上で若年者比率が一六%以下④財政力指数が〇・四四以下⑤公営競技収益が十億円以下・とした。

活性化法は振興法に盛り込まれた支援措置を引き継ぐとともに、過疎地域の新たな課題に対応するため、過疎債、基幹道路の都道府県代行事業制度について拡充を図り、高齢者生活福祉センターなどの整備についても新たな規定を設けた。当初の対象団体数は一一三〇市町村で、その後二十五年スライドで追加指定され最終的には一一三〇市町村に上った。

与野党共同で法案提出

過去三度にわたる過疎立法の制定により、過疎地域と都市部との格差は正は相当程度進んだ。「定年帰農」といった言葉に代表されるように、過疎地域から都市へと一方的に人が流れるだけでなく、逆にゆとりを求めて都市部から農山村部に生活の場

を移すといったケースも目立っている。過疎地域を取り巻く環境は一頃に比べて大きく変容している。

ただ一方で、過疎地域では高齢化が全国に二十年も先行するなどの依然として深刻な問題を抱えているのも事実で、都道府県を中心とする公団は活性化法を引き継ぐ新過疎法の制定を強く求めた。

こうした中、活性化法の失効が迫った平成十一年六月に国土庁の過疎問題懇談会(座長・阿部統麗沢大大学院客員教授)が今後の過疎対策の方向を示した報告書をまとめた。

報告書は、これからの過疎地域を「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」「国民が新しい生活様式を実現できる場」などと位置付け、都市との連携・交流を促し、国民生活全体に貢献できる環境整備を進めていくことが重要と強調。また地域の個性化・自立化に積極的に取り組む過疎地域を重点的に財政支援することを国に求めた。

新過疎法の検討を行っていた自民党の過疎対策特別委員会(谷洋一委員長)はこの報告書も参考に議論を進め、七月に制定に向けた基本的な考え方をまとめた。この時点で新法の名称も「過疎地域自立促進特別措置法」と決まった。

特別委はこの基本方針を受けて制定作業に入ったが、都市部選出の議員を中心とする「過疎法不要論」もあり法律の骨格を決めるまで党内調整は難航。また、法律の柱とも言える過疎地域の指定要件については制

定推進の議員間にも意見の相違があり、法案要綱の正式決定は今年二月に開かれた同委の総会まで持ち越した。

その後、同党は法案についての与野党の同意を得て共同で国会に出し、三月二十四日の参院本会議で全会一致で可決・成立した。

五年間は経過措置

新過疎法はその名称通り「地域の自立促進」を狙いとしており、①起業の促進②情報化および地域間交流の促進③美しい景観整備、地域文化の振興等を図り個性豊かな地域社会を形成する―を目標として掲げている。

指定地域には、これまでの過疎立法と同様、過疎債発行のほか、道路や下水道整備に関する都道府県代行制度や、消防施設や小学校の統合事業に対する国庫補助率のかさ上げが認められる。

また新法では、過疎債の対象事業に「高齢者の保健の向上を図るための施設」「地域文化の振興等を図るための施設」を追加。企業立地を進めるため税制上の特別措置として所得税・法人税に係る減価償却の特例対象事業にソフトウェア業を加えた。

一方、新法の施行により過疎地域から卒業した団体についても、五年間に限り①国庫補助率のかさ上げ②新規事業を含む都道府県代行整備事業③過疎債発行―の激変緩和措置を講じる。また、過疎市町村が他の市町村と合併して指定から外れた場合

でも、旧過疎地域に対しては従来通りの措置を継続して行うとの規定を盛り込んだ。

焦点となった指定要件は、①昭和三十五年から三十五年間の人口減少率が三〇%以上②昭和四十五年から二十五年間の人口減少率が一九%のいずれかを満たし、自治体の財政力指数が〇・四二以下で公営競技収益が十三億円以下を原則とする。ただし、高齢化・少子化を鑑み、三十五年間の人口減少率が二五%以上で、六五歳以上の高齢者比率が二四%以上か、一五―二九歳の若年者比率が一五%以下の自治体も対象とした。この結果、活性化法で指定されていた全国一一三〇市町村のうち、一〇一が対象外(卒業)となり、新たに

政 策

四二が指定されて差し引き一一七一が当初の対象となった。

新法を所管する国土庁は、法律の周知を図るため、四月下旬に都道府県の担当者を対象とする説明会を開催。各都道府県が「自立促進方針」を作成した後、市町村議会が計画を議決して新法の本格的な運用が始まる予定だ。

新過疎法で新たに指定される団体(新規)と、指定から外れる団体(卒業)は次の通り。

- (北海道) 卒業 富良野市、新篠津村、泊村、南幌町、虻田町、土幌町、新規 留萌市、根室市、弟子屈町(青森県) 卒業 森田村、車力村、新規 横浜町、名川町(宮城県) 卒業 中田町、河北町、新規 小野田町(秋田県) 卒業 男鹿市、雄和町、岩城町、仙南村、新規 河辺町、羽後町(山形県) 新規 鮭川村、川西町(福島県) 卒業 天栄村、下郷町、檜枝岐村、北塩原村、猪苗代町、会津坂下町、会津本郷町、常葉町(茨城県) 卒業 桂村(群馬県) 卒業 小野上村、吾妻町、川場村、新規 東村(吾妻郡)(埼玉県) 卒業 名栗村、吉田町(千葉県) 卒業 夷隅町、新規 富浦町、鋸南町、千倉町(東京都) 新規 新島村(新潟県) 卒業 川口町、広神村、中郷村(石川県) 卒業 河内村、新規 輪島市(山梨県) 卒業 大和村、豊富村、上九一色村、南部町、明野村、高根町(長野県) 卒業 飯山市、長門町、武石村、阿智村、山口村、安曇村、木島平村、岐

- 阜県) 卒業 根尾村、高鷲村、川上村、岩村町、丹生川村、久々野町、新規 七宗町(静岡県) 卒業 由比町、新規 西伊豆町、戸田村(愛知県) 卒業 下山村、稲武町(三重県) 卒業 御浜町、新規 紀伊長島町、海山町(京都府) 卒業 笠置町(兵庫県) 卒業 南光町、生野町、朝来町(和歌山県) 新規 串本町(鳥取県) 卒業 関金町、江府町(島根県) 卒業 美保関町、木次町、新規 大田市、大東町(岡山県) 卒業 高梁市、新規 日生町、寄島町、上斎原村(広島県) 卒業 因島市、千代田町、新規 能美町(徳島県) 卒業 三加茂町、新規 美馬町(香川県) 卒業 内海町(愛媛県) 卒業 丹原町、菊間町、宇和町、新規 伯方町(高知県) 卒業 香我美町、新規 安芸市、夜須町(福岡県) 卒業 鞍手町、宮田町、桂川町、碓井町、穂波町、荘内町、赤池町、方城町、新規 大任町(佐賀県) 卒業 北波多村、有明町(長崎県) 卒業 松浦市、佐々町、上五島町、新規 福江市、南串山町、加津佐町、西有家町、有家町、布津町、生月町(熊本県) 卒業 豊野村、七城町、久木野村、西原村、苓北町(大分県) 卒業 杵築市、武蔵町、新規 玖珠町(宮崎県) 卒業 山田町、綾町、新規 木城町(鹿児島県) 卒業 霧島町、末吉町、志布志町、東串良町(沖縄県) 卒業 今帰仁村、具志川村(時事通信社内政部・大月克巳)

新刊紹介

『国有林等の処分に関する通達集(社)全国レクリエーション協会』

国有林活用推進センター編

国有林野は、全国の約千六百市町村に分布し、地域住民の協力を得ながら林野庁・森林管理局・森林管理署(旧営林署)が管理しています。昨年一月には、管理経営基本計画農林水産大臣)が策定され、森林を活かした生活空間の形成など、地域振興に寄与する国有林野の活用に取り組むことが明記されています。本書は、国有林野の取得の優遇措置、手続等に関する最新の通達を網羅的に紹介するとともに、項目が取得手続きごとに分かりやすく整理され、関係通達が簡単に見つかるように工夫されています。

緑に囲まれた社会福祉施設の用地として、ダムや道路の用地として、公園・緑地として国有林野を利用する際などに幅広く活用できますので、実務の一助として是非お役立て下さい。(問合せ先) 国有林野活用推進センター 電話 〇三(五八四〇)七四六六 FAX 〇三(五八四〇)七四六七 価格 A四縦三百頁 二千円

市町村長特別セミナー受講者募集中

市町村アカデミーで5月に開講

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)では、平成十二年五月九日(火)・十日水(水)の両日、これからの地域経営を重点テーマとし、著名な講師を迎え、下記により市町村長特別セミナーを開講いたします。

現在、定員に若干の余裕がありますので、受講ご希望の方は、四月二十六日水までに市町村アカデミーへ直接お申し込みください。なお、市町村長に限らず、助役、収入役の方も受講できます。

一、日時 平成十二年五月九日(火) 二時三〇分から 十日水(水) 二時四〇分終了

講演

〇五月九日(火) 「私の経営哲学」(仮題)

(株式会社江兄弟社社長、岩原 侑氏)

「情報革命と地域戦略」

(東京大学大学院教授、月尾嘉男氏)

〇五月十日(水)

「日本経済の展望」

(立教大学社会学部教授、斎藤精一郎氏)

「国際化の真の意味」

(長崎総合科学大学 地域科学研究科教授、ブライアンパークマン氏)

三、参加費 一〇、〇〇〇円(宿泊費、食費、図書資料費等含む)

四、申込締切 四月二十六日(水)(定員を超えた時には、お断りする場合もあります)申込受理後、決定通知に併せて、必要なご連絡をいたします。

五、申込及び問合せ先

市町村アカデミー 研修部 電話 二六一-〇〇二五 千葉市美浜区浜田一丁目一番

TEL 〇四三-二七六 三二二六 FAX 〇四三-二七六 五三五一

フォーラム

平成1年度 地域づくり自治大臣表彰

住民参加のまちづくり



時代絵巻行列

現地レポート

滋賀県

ご か しょう ちょう
五 個 荘 町

近江商人の発祥地 てんびんの里のまちづくり

近江商人発祥の地 てん
びんの里

五個荘町は、滋賀県の琵琶湖の東部、近江盆地湖東平野の中央に位置し、三方が山、一方が川に囲まれ、「安住の地」として早くから開かれた、人口は一、六〇〇人、面積一六、二八km、約四km四方という小さな町です。江戸時代、当町からてんびん棒一本で全国に行商に向き、大きな財をなし、故郷に錦を飾った近江商人の一派、五個荘商人が多く発生しました。五個荘商人は成功し大商人となっても、田を耕し農業を捨てずに、先祖を大切に自給自足を基本に、質素儉約を旨として故郷の発展に尽くしました。また、商売のみでなく文化面でも独自の文化を育み、また、当時の文化人の交友も深く、町内の各地には今も交流を示す書画や調度品が多く残っています。また、成功した商家の白壁の土蔵や船板が張られた屋敷が残り、独特の古い町並みを留めています。

「新近江商人塾」「ぶらり
まちかど美術館・博物館」

町では先人「五個荘商人」をキーワードに、進取の気性や三方よし



(売り手よし、買い手よし、世間よし)の精神、合理的なものの見方や考え方、伝統文化などを学び、新しい淡水文化の創造と「歴史と文化のまち てんびんの里」ふるさとづくりを推進しています。この「てんびんの里ふるさとづくり」を住民の皆さんのご協力により進めていただいている事業の一つが毎年九月二十三日の秋分の日に開催されます「新近江商人塾」「ぶらりまちかど美術館・博物館」です。この「新近江商人塾」は昭和六十二年から開催され、昨年で十三回となります。商工会青年部や婦人部が中心となり近江商人の町並みが多く残る金堂を会場として近江商人の文化や精神を広く紹介し、また学ぼうとするもので、近江商人にちなむ算盤大会や家訓募集などこのふるさとづくりイベントもすっかり定着しました。特に

フォーラム

新近江商人塾開会式



「大正ロマンを求めて」と題し地域の人が当時の衣装を着て参加する時代絵巻行列は人気があります。平成七年からはこの事業にさらに地元の人達が参加して「ぶらりまちかど美術館・博物館」が開催されるようになりました。普段は公開されていない商家の本宅や庭園の公開、地元に残る美術品や調度品の公開、寺院や宝物の公開など地域の人たちの自主的な参加による、博物館や美術館が多くなりました。また、現在活躍中の作家や芸術家の発表の場ともなりま

す。会場も年々増え平成十一年は三六の会場が美術館・博物館となりました。昨年は新たに「新能」

「那須与一サミット」を開催し多くの参加者を得、十一年度結成のふるさとてんびん太鼓「郷音」の初打ちがあり、大変好評でした。

また、金堂町並み保存会や平成八年から発足した観光ボランティア、地元的生活改善グループ、文化団体の「文筆の会」や、地域の老人会の皆さんなどが協力し合い、地域の人達約六〇〇人のボランティアによる、近江商人をキーワードとした住民参加のまちづくりとなりました。昨年は2日間で町内外から約三万人の人が訪れ、特に年々県外から訪れる人が増えてきています。

わがまちに誇りを

近江商人の町並みを残そうと、平成七年に金堂町並み保存会が出



地元の子どもの丁稚姿

近江商人の本宅を展示場に



たいと思います。

まるごと博物館

「五個荘商人」をキーワードにそっくり地域全体をまるごと博物館と考える「ふるさとまるごと博物館」を構想しています。

平成八年に五個荘商人を知るための中心となる、近江商人博物館」を建設しました。この近江商人博物館では近江商人がなぜこの地方から多く発生したのか、その土壌や歴史、教育、精神、芸術、文化を解説する施設です。

昭和五十五年に開館した歴史民俗資料館、平成二年に商家であり作家外村繁の生家を近江商人屋敷として開館、平成六年に江戸期から明治期にかけ全国の長者番付けに名を連ねた豪商外村宇兵衛邸開館、平成九年にはあきんど大正館を開館するなど、商家の本宅を順次公開してきました。また、一方、まちの人々も自主的に商家本宅を保存、管理してその生活文化を紹介しようとして、聚心庵、八年庵、旧塚本正之邸、秀明庵、などの民間の保存館も生まれました。これらの施設とともに町並みの中を流れる水路や川戸、白壁土蔵や船板塀、赤松の庭、大石垣の鎮守の森、大屋根の本堂など景観や、祭りや民

来、平成九年に町伝統的建造物群保存地区保存条例を制定しました。地元の皆様の厚い熱意により、平成十年十二月に全国五十番目の国の重要伝統的建造物群保存地区に金堂地区が選定されました。

この金堂の特色は湖東平野を代表する農村景観が残され、加えて近江商人が築いた意匠の優れた屋敷が軒を連ねているところに特色があります。

時が止まったような静かなたたずまいに、訪れた人は「ほっと落ち着く、かつての日本の懐かしい風景を見るようだ」と感激されます。今後も地域の皆さんの総意により、この町並みを保存してい

フォーラム

俗行事などの生活文化を含めた、近江商人を多く輩出した典型的な近世の集落の形態を留める「まち」全体を博物館と考えています。従来の「点」から「面・空間」を博物館とする地域まるごと博物館を地域住民の皆さんと進めていきたいと思っています。

原点を見つめ直す

当町から多くの近江商人が発生した背景には、この地域の教育力の高さにあったと考えられます。近世では寺子屋で多くの人が学び、近代では商人自らが商業学校を設立、女性の教育力の向上に女子実務学校を建設、またいち早く近代学習を取り入れるなど、時代を通して教育に重点が置かれてきました。今、まさにこの原点に帰り、町づくりの基盤である教育に重点をおいた施策を推進したいと考えています。特に青少年の異年



近江商人博物館

齢集団活動の中で、切磋琢磨され、思いやりのある、強い精神力を持った心豊かな、次代を担う青少年の健全育成を目指しています。青少年が生き生きと活動する、「笑顔の町、未来に光る清新な町づくり」に取組みたいと考えています。

五個荘町長 小串 勲



ぶらり案内パンフレット

情 報

気持ちをはねのけ
フレッシュユマンを
応援しよう

児玉芳子
生活評論家

フレッシュユマン

学校は新学年が始まり、役所も会社も新年度に入り、フレッシュユマン(ウーマン)が淀みがちな所内、社内のふんいきに新風を吹きこんでくれます。学校でも学校慣れした上級生に比べて新入生は生まれたてのヒヨコのような元気者、かわいくって恐いもの知らずの純粋さが学内に新鮮さをとり戻して活気を呈します。このフレッシュユマンたちが二十一世紀を背負って生きてゆくのだ、と思うと、コンピュータ維新の大激変期に向かつて、その前途に旧来以上の祝福と励ましをおくりたくありません。日本の歴史上の大改革といえは、大化の改新と明治維新が挙げられますが、ビッグバンという経済黒船の到来した現状は前二件に匹敵する大激動期。これから日本はまた新しい方向に進まねばなりません。狂った世紀末現象の中でパブルははじけ長びきすぎる不景気に肩を落としがちな大人たちも、気落ちを自らはねのけて、新世紀に向かうフレッシュユマン(ウーマン)を応援しなければならぬ時が来しました。彼らが希望と

誇りをもって人間らしく生きてゆけるように、みんなでまじめに考え行動する時代がようやく来た、と考えることも出来そうです。

四月の花

四月の別名で有名なのは「卯月」あるいは「卯の花月」。豆腐のしほりかす「おから」をゆかしく、「卯の花」と呼ぶように、卯の花は白い小粒のまことに地味な花。垣根に使われるユキノシタ科落葉低木の「ウツギ」の花で、緑の葉のすき間すき間に、それこそ「おから」をまき散らしたように咲きますが、はっきりと目立ちません。どんなに味付けを念入りにしても主菜になれない「おから」のくやしさをいちばん知っているのが「卯の花」といえるそうです。百花競い咲く花の四月、その異名に「卯の花月」「卯月」があるのはせめてもの思いやり、静寂を好む人のやさしさをみる感じがします。花見といえはやはりサクラです。枝先から一分、二分と日を追って咲きはじめると満開までもう目が離せなくなるのがサクラの魅力でしょう。白い肌になく淡くほお紅を刷いたような淡紅色のサクラの花は遠目でみるとまるで春霞。近寄れば花の衣を着たようなのどけさ、樹下に立てば花笠をさした思いがして、立ち去りたい感動をおぼえます。時を同じくして咲くのがモクレン科の高木「コブシ」です。子どものコブシほどもある白い大きな六弁の花を葉のない小枝の先々に数多くつけて咲く

姿は淡麗でいて豪華、サクラに負けぬ強い印象を与えます。追うようにハナミズキも遊歩道や公園に白い蝶がむらがつたような姿で花をつけます。北米原産のミズキ科の小高木で別名がアメリカヤマボウシ、四枚の花弁がキツパリとしてモダンな花木です。手を中開きにしたような形のモクレンの花も紫や白に咲き、レンギョウも中空に伸ばした枝全体に黄色の花をびしりとつけて揺れています。漢名の「連翹」の文字通りこの黄色い花は鳥が羽をひろげてたくさん連なっているようで、命名のセンスの良さにはまいってしまいます。スミレ、アネモネ、ムスカリ、タンポポ、チューリップ、レンゲも咲きほほえみ、四月は上を向いても下を向いても花に会える幸せな月です。

海外旅行

月末からゴールデンウィーク。年間千七百万人も人が海外旅行に出かけるご時世、みんな旅慣れて珍談、奇談は少なくなっています。失敗談はあとをたたないようです。ベニズで試着して買った人工皮革のコートは着用すると魚脂の腐敗臭のような生臭さが立ち込めてくる粗悪品。買物はサイズだけでなく匂いも嗅ぎわけて、という教訓は衣料品はもちろんバッグやスーツケースなどにも共通します。欧州の都市では歩道の犬のフンにご注意を。自分の犬のフンを仕末するマナーは日本のほうが先進国。冬期はフンも凍るのでまし

ですが、春、夏、秋はひどいめに会います。日本人が通ると、「私はキムタクです。」と笑いかける街頭商人のオジサン、の商売上手に感心したファイレンツェで、ツァーの仲間はずき掛けにしていたバッグをカッターで切られ、もう一人はリュックを切られました。「毎日お風呂に入るから清潔、小柄でかわいい、何をいっても怒らない(言葉が判らない)、それでお金持ち」だから日本女性は嫁さん人気第一位……だとか。ご用心、ご用心。

カナル Now & News

「大場満郎冒険学校」の山形県開設を支援 最上町

地元出身で、南極と北極の単独徒歩横断達成など世界的な冒険家として知られる大場満郎さんが主宰する全国の子供たちのための「アースアカデミー大場満郎冒険学校」の開設を支援するため、町は学校の本拠地用地を提供するとともに、施設整備への助成や指導員派遣などのバックアップを図っている。

町立中央図書館長を 茨城県 藤代町 全国公募

二〇〇三年三月開館をめざし町立中央図書館の建設整備を進めている町は、司書資格を持ち、公共図書館に五年以上の勤務経験がある四五〜五五歳程度の人を対象に、館長を全国公募、建設準備室設置の四月一日に採用、図書館開館まで同室長を務め、開館後は館長として運営に当たる。

議決機関と執行機関の線引を明確化 群馬県 鬼石町

審議会など附属機関の委員報酬と議員報酬の重複について検討していた町議会は、議決機関と執行機関の線引を明確化するため、法律で規定されている監査委員と、町当局と執行機関が異なる農業委員を除き、議員は審議会等の委員に就任しないことを申し合わせている。

幼稚園と保育園を 埼玉県 埼玉玉環 統合して「幼児園」に 杉戸町

五幼稚園と四保育園を設置し

ている町は、施設老朽化に伴う整備の検討に当たり、行財政改革の一環として、幼稚園と保育園を統合し、「幼児園」に再整備する計画を進めており、二〇〇四年度にはモデル幼児園を一つ開設するなど、九施設を三施設に整理統合していく予定。

山林所有者の間伐作業に補助金制度を創設 山梨県 長坂町

山林所有者の高齢化などに伴い森林の荒廃が懸念されていることを受け、町は町内の森林整備の一環として、間伐作業を行う山林所有者に対し補助金制度を創設、一畝当たり十八万九千円を基準に、作業費の三分の一以内の額を、町と県で二分の一ずつ支給している。

酒博士・坂口謹一郎 新潟県 頸城村 博士の記念館開館

発酵・醸造学の世界的権威で、「酒博士」として有名な文化勲章受賞者の故・坂口謹一郎博士の功績や酒つくりを紹介するため、村は、博士の遺品展示やビデオでの業績紹介を行うとともに、利き酒などの体験ができる「酒つくりの里・坂口記念館」を整備し開館している。

ヒマラヤそばで 長野県 箕輪町 赤そば焼酎を開発販売

信州大学農学部教授がヒマラヤ地方から持ち帰った赤い花が咲くソバの品種「高嶺ルビー」を栽培している町は、赤ソバを原料にした焼酎「赤そば焼酎・留美庵(るびあん)を地元酒造会社と共同開発し、町内そば組

合が運営するレストラン「留美庵」で販売している。

村独自の評価方法による貸借対照表を公表 岐阜県 洞戸村

ストック資産や負債を含めた村の財政状況を村民に分かりやすく伝えていくため、村は土地をはじめ有形固定資産などを独自の方法で評価した九八年度末現在の貸借対照表を、県内市町村に先がけ作成し公表した。

公共施設の 静岡県 岡 相互利用で協定 東伊豆町・河津町

既存施設の有効活用・利用促進と住民サービスの向上、効率的な行財政運営を図っていくため、東伊豆町と河津町は、図書館や温泉会館など一方の町にしか設置されていない施設を両町民に開放する相互利用協定を結び、相互利用を図っている。

自然景観の整備とPRに 兵庫県 神崎町 民間バス会社と提携

清流である越知川沿いの美しい自然景観の整備とPRに取り組んでいる町では、民間バス会社とタイアップし、路線バスを使って越知川上流部まで行き、帰りは貸し自転車や自然を満喫しながらサイクリングを楽しんでもらう越知谷名水街道サイクリング事業を実施している。

地ビール売上金の 鳥取県 一部を水源保全に寄付 江府町他

鳥取・鳥根・岡山・広島四県の県境に接する十六市町村で構成する中国山地県境市町村連絡協議会が企画し、町が事業化した地ビール製造販売施設「エ

パースランド奥大山」がオープンし、売上金の一部を水源保全のために寄付していく地ビール「ブナの森から」を販売している。

開かれた議会をめざし 広島県 傍聴手続き等を廃止 黒瀬町

多くの町民に議会を傍聴してもらい開かれた議会をめざすため、町議会は議会傍聴規則を改正し、傍聴券の交付や住所・氏名等の記入などの傍聴手続きを廃止するとともに、議長の許可が必要だった議会の撮影や録音を原則自由とした。

総合計画策定に公募に 福岡県 による女性議会を設置 那珂川町

二〇〇一年度から十年間にわたる第四次町総合計画に女性の意見や要望を反映させるため、町は公募した十八歳以上の町内在住・在勤の女性などで構成される「女性議会」を行い、そこでの意見等を踏まえて総合計画を策定していく。

「新エネルギー研究所」 長崎県 の設立を計画 鷹島町

地域新エネルギービジョンを策定し、太陽光や太陽熱、風力など自然エネルギーを積極的に活用していくことで、新産業創出や地域振興を図っていくこととしている町は、自然エネルギーを使った発電を実用化するため研究機関「新エネルギー研究所」の設立を進めている。

カナル Now & News

随 想

町長室通信(号外)



県 長 之
川 町 邦
奈 鶴 木
神 真 三

随 想

毎月一回発行される町の広報紙に「町長室通信」というコラムがあります。この欄は、私が町長に就任した時から続けているもので、一〇八回を数えております。

一回が一、二〇〇字程の随想ですが、一〇年が過ぎてみると、一〇万を超える原稿用紙の柙目を埋めたことになるのです。我ながらよく続いたものだ驚いておりますが、いざ書く段になると筆が進まず、いつも苦しんでおります。首長職は激務であるというのは定説のようになっているが、たまにはポツカリと時の谷間のような暇もある。そんな時間を利用して原稿を書いておけばよいのだが、締切の日が迫らなければ書くことができないのです。毎月訪れるこの苦しみから逃れるため、過去に一度、選挙を口実にこれを中断したこと

があります。しかし、再選、三選のその都度「町長室通信待つていよ」という町民の声がかかる。

「もういい加減にしてよ」という人もあろうが、その声は私の耳には届かない。かくして兩三度の再開をやむなくしている仕儀と相成っております。

随想の内容は、湾岸戦争、大震災から町村合併、犬の糞まで大小多種多様、それでも読者からは、私の考え方や町の様子が良くわかると、おおむね好評のようです。

この声を素直に受ければよいのだが、やはり何かひっかかるのです。振り返れば、町長となつてすでに一〇年が終ろうとしています。この間、議会には、ほとんどの議案を全会一致で議決して頂き、三回の選挙も、回を追うことに町民の支持は増し続けてまいりました。

しかしなお「町民の声は確かに私の耳に届いているのか?」というおぼろげなる不安は消し去ることができないのです。

一期二期と期を追うことに、この考えはさらに増すばかり、そして三選を果たした直後、引退を決意するに至るのです。決意をすれば直ちに表明が私のやり方、昨年十月五日、残任期間が千日を切ることになりました。これも町長室通信で報告いたしました。さらに、残された期間を全力で走り抜けための「健康維持」を一つの理由に「町民とのさらなるふれあい」をあと一つの理由として通勤に車を使うことを止め、町内行脚をすることにぎめました。「そんなことができるものか」とは広い町に住む人の言い分、小さな町「真鶴」のそこが便利なところです。

真鶴町、面積七・〇二平方キロ米、町役場を中心に半径三キロ米の円を画けば、すべての人家がこの円の中に入ってしまう。一番遠い家を訪ねても、速足で歩けば三〇分で行くことができるのです。私の家から町役場までは歩いて一〇分かかります。これを平日は二往復、坂道が多いのでかなりの運動にはなりますが、さらに運動量を増すために、朝は二〇分程早く家を出ます。「早起きは三文

の得」とやら、これで通学の子ども達とあいさつができます。ごみ出しの状態がわかります。朝の気持よい空気がたつぷり吸えます。いいことづくめの朝のまわり道、

コースを替えながらまわります。土日や祝日を利用いたします。比叡の「千日回峰」には及ぶべくもないが、せめて日数だけはと真似て始めた「千日回町」もまだ六カ月それでも一八〇日を歩くといささかなりとも足に自信が湧いてきます。そんな折、シドニーオリンピック女子マラソンの最終選考基準となるレースが名古屋で行われ、最強ランナーと言われながら、ケガに泣いていた高橋尚子選手最後の挑戦をテレビで観戦しました。その強さに驚き、さわやかな走りに感動しての翌週の日曜日、いつもは真鶴半島の先端まで行き返る一時間の歩きが、この日はやけに箱根外輪の麓までが近く見える、一時間後、目指した尾根にたどり着く、今度は山から海を眺める。歩いた長さを一望することができます。あと八二〇日歩いた後に見えるもの、それは一三六回目の町長室通信に書き綴ります。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

地方公共団体における行政評価
についての研究報告書まとまる

自治省はこのほど、「地方公共団体における行政評価についての研究会」報告書をまとめた。

報告書は、「行政評価」が注目される理由として、「厳しい財政状況等を背景として地方公共団体は今以上に限られた財源を有効に活用する必要がある」と指摘している。報告書は、「行政評価」を「政策、施策及び事務事業について、成果指標等を用いて有効性又は効率性を評価するもの」とした上で、PLAN(計画)・DO(実践)・SEE(評価)と循環する行政サイクルの中に位置づけ、「行政の現状を認識し、行政課題を発見するためのツール」と定義づけている。

また、行政評価の必要性については、コストの投入やどれだけのことを行ったかではなく、どれだけ効果をもたらしたかが重要であり、効果達成のチェックのために、行政評価が非常に有効であるとするとともに、住民に対する説明責任を果たすためにも非常に有効であるとしている。

具体的な進め方については、企画・試行・実施・発展の四段階に分け、①企画段階では、目的の明確化や試案の作成、庁内への周知が重要であるとし、②試行段階では、試行のための体系図の作成や広報・聴取体制の整備、また、③実施段階では、庁内全体の政策・施策・事務事業等の体系図の作成や行政評価の実施と評価結果の公表が重要であるとしている。

そして、地方分権が実行の段階を迎えた現在、各地方公共団体においては、このモデルを参考にしながら、地域の実情に応じた進め方を考えることが重要であるとしている。

地方公共団体におけるPFI事業について

自治省は、この度、民間資金等の活用により公共施設等の整備を促進するPFI事業における財政措置等について、事務次官及び財政局長名で通知を行った。

これによると、PFI事業のうち、①所有権が地方公共団体に移転するもの又はPFI契約年数が施設の耐用年数と同程度のもの②直営事業の場合に国庫補助負担制度があるものについて財政措置を講じることとしている。

財政措置については、①国庫負担金が支出される場合については、その負担金の内容に応じて、直営事業の場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じる②地方単独事業として実施される場合については、施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置基準に準じ、そうでない施設に対しては地方交付税措置を講じることとしている。

また、上記の財政措置に加え、地方公共団体がPFI事業者に対し、①施設整備時に整備費相当分の全部または一部を負担する場合②事業のための用地を取得する場合について地方債措置を講じることとしている。

なお、この通知は各都道府県知事を通じて、各都道府県内市町村に連絡されることとなっている。

果樹農業振興基本方針を改訂
二〇一〇年度生産量四二六万トン

農林水産省は、このほど果樹農業振興基本方針を食料・農業・農村基本計画の策定に合わせ、見直し公表した。

第八次となる今回の基本方針では、①国産果実の需要の維持・増大②需要動向に即した国内生産の維持・増大③果樹農業の産地体制の再編・強化を基本事項として掲げ、その振興を図ることとしている。④需要の維持・増大については、果実を食生活に欠かせない品目として位置づけ、消費者等に対する果実の栄養成分等に関する情報の普及・啓発や果実の新しい食べ方・料理方法を提案していくことにより食生活への定着を図ることとしている。

需要動向に即した国内生産の維持・増大では、うんしゅうみかん、りんご等主要な果実の国内生産の減少傾向に歯止めをかけるとともに、今後需要の増大が見込まれる新しいタイプのかんきつ類等については、個々の品目ごとの需要や価格の動向、栽培の難易、コスト低減の動向等に即してきめ細かく生産の増大を図り、年間を通じて生産が維持・増大されることを目指すとしている。

また、国内生産を確保していくため、果樹農業の産地体制の再編・強化として、果樹園について、傾斜度や所有形態等に即した整備手法の確立、意欲ある担い手への利用集積、傾斜地向作業機械等の省力・低コスト化技術の導入等を推進することとしている。

このほか、二〇一〇年度の生産努力目標として、栽培面積を二八万千百畝、生産量を四二六万トンとすることとしている。